

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟叢論

第 一 號 第 二 十 四 卷

昭和十一年一月一日發行

## 新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戸正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
産鹵處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白衫庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

# 再保険の發展と保險企業結合

佐波 宣平

## 序

吾々は現今の保險市場に於て甚だ多くの企業結合の組織を有するものであるが、これらの保險企業結合に於て、これに参加する保險業者を結ぶところの殆んど不可缺な紐帶として、再保險が如何に重要な役割を果しつつあるかは愕くばかりである。

尤も、今日の諸種の保險企業結合のうちには、再保險とは全く關係のない單なる企業結合も數多存在する。併し、これは一般のカルテル・トラスト・コンツェルン等と殆んどその性質を同じくするものであつて保險企業または保險市場に特有のものではない。私見に據れば、それらが特に保險企業結合としての固有の意味をもつためには、再保險といふ關係が必ずそれらに於ける結合の紐帶として重要な職能を果してゐなければならぬ。而して、また、他方、今日の實際保險市場を見るも、保險企業結合または企業集中のうちで、確固として拔くべからざる勢力を有し經濟的に重要な意義をもつものは、その殆んど大部分が、再保險を紐帶として構成せられてゐるも

のなのである。

このやうな經濟的情勢によつて、再保險または再保險業に關する基本的考察は、現今の保險企業結合または保險市場組織に對する正しい認識の把握のためには、缺くことを得ない重要なことゝいはなければならぬ。このことは、筆者が、現今の保險企業結合・保險市場組織の研究に着手して見て、痛感するところである。而して、なほ、注意すべきことは、この場合、たゞ單に再保險または再保險業そのものを考察することよりも、再保險または再保險業の成立並びに發展の過程について考究することの方が、よりよく、現今の保險企業結合の組織または保險市場の組織を理解する上に好都合なのである。蓋し、現今吾々の目に見る保險市場に於ける固有の意味の各種保險企業結合は、決して單一の種類のものではなく種々に異なるものであつて、且つ、それらは以下に詳しく述べるであらうやうに、再保險または再保險業の生成發展とともに順次に組織せられて來たものであるからである。「再保險の發展と保險企業結合」と題するこの稿も、かやうな意味に於て、専ら、現今の保險企業結合に對する正しい理解のために企てられたものである。なほ、再保險または再保險取引の行はれる場合はこれに従事する保險業者の區別によつて、大體に、

- (一) 元受保險業務を本來の業務とする保險業者相互の間
- (二) 元受保險業務を本來の業務とする保險業者と再保險業務を本來の業務とする保險業者との間

(三)再保險業務を本來の業務とする保險業者相互の間

の三つに分つことが出来る。ところで、この(一)(二)(三)の區別の順序は、以下に叙述するであらうやうに、大體、再保險または再保險業の生成並びに發展過程の順序を意味する。よつて、こゝではこの區別並びにこの區別の順序に従つて考察を進めることとする。

## 一、隨時的再保險

**隨時的再保險** (von Fall zu Fall Rückversicherung) とは或る保險者が被保險者より元受したる特別な危險を更に他の保險者に隨時に附保するといふ再保險の一方法である。その再保險が豫め約定されたる危險に對してなく個別的なまたは特別な危險に對してなされるところより個別的または**特別再保險** (Einzeloder Spezialrückversicherung) と呼ばれ、また、その再保險契約の諸條件(例へば、保險の目的、危險の種類、保險料、保險期間等)がその時その時によつて當事者間に任意に定められるところより**任意再保險** (falkulative Rückversicherung) ともいはれる。この種の再保險方法は最も原始的な型であつて、既に一三七〇年に於て危險の技術的轉嫁または平均方法として用ひられてゐる<sup>1)</sup>。併し、現今に於ては、その重要性は極めて少なく特殊の種類<sup>1)</sup>の危險または特に大なる危險について臨時に行はれる位のものである。

吾々に知られてゐる限りに於ける最初の再保險は、この隨時的再保險であつて、それは、一三七〇年、イタリアのゼノアか

1) Herrmann Wagner, Grundzüge der Rückversicherungstechnik, Berlin 1933, S.

らブリュージュの一商港 Sluys まで運送せられたる積荷について、特に危険の多いと見做された區域 (Gadix—Sluys) の航海に對して、イタリーの Giuliano Crillo von Gefre de Benavia und Martino Sacco によつて總額割讓 (Gesamtahrelung) の形式で行はれた。<sup>2)</sup>

その後、この形式による再保險方法は主として海上保險に於て可成り永い間行はれた。(例へば、一五九〇年のフランスの Guidon de la Mer、一六〇九年の Antwerpener Kostunen 等の再保險に關する法規の存在がこれを裏書する。)そして、諸國のうちでも當時海上商業の最も發達してゐたイギリスに於て特に盛んであつた。併し、この頃の再保險は、その本來の使命たる危険の分散または平均といふことを全く離れて、謂はゆる保險料鞘取稼ぎ (Prämien Differenzgeschäft) のために行はれたのであつた。それは、或る保險者が或る危険の引受に對して受取りたる元受保險料よりもより低廉なる再保險料にてこれを殆んど全額再保險に附するといふ方法であつた。<sup>3)</sup>併し、これは種々なる弊害をもたらすといふ廉によつてイギリスでは、一七四六年、再保險に對して一般的禁止令が發せられた。(この禁止令は後一八六四年七月二十五日解除せられた。<sup>4)</sup>)

再保險は、その初期の發展に當つてかやうな障害に遭遇したけれども、間もなく産業革命の到來、工業技術の進歩による工場または一般の建物の規模擴大に伴ふその價值増大に對し、その火災危険を分散平均せしめる目的のもとに、主として火災保險者によつて大に利用されることとなつた。かくして、再保險はもはや海上保險にのみ局限されることとならなかつた。また、この頃より、再保險の發展は、漸次に、再保險よりも早く起つた危険分割方法たるところの共同保險

2) Manes, A., Versicherungslexikon, Berlin 1930. Sp. 1315; Fritz Herrmannsdorfer, Technik und Bedeutung der Rückversicherung, München, 1927. S. 332; Gustav Cruciger, Die Praxis der Rückversicherung, München, 1926. S. 29.

3) 4) Manes, A., Versicherungslexikon Sp. 1315; Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 333; Cruciger, G., a. a. O., S. 31.

(Mitversicherung) を後退せしめ初めた。<sup>5)</sup>

併し、一八二五年に至り、Eilberfeld の Vaterländische Feuerversicherungsgesellschaft とパリの Compagnie royale d'assurances contre l'incendie との間に於て、これまでとは全く異なる新しい形式の再保険方法が採用せられた。これ、次に述べやうとする繼續再保険である。<sup>6)</sup>

## 二、繼續的再保險

**繼續的再保險** (laufende Rückversicherung) とは、甲保險者が一定の契約期間中元受したる一定種類の危險の全部または一部を繼續的に乙保險者に附保し得る方法である。甲保險者が豫め定めたる條件に従つて再保險の申出をなすときは乙保險者がこれに應じなければならぬといふ義務を負ふために一名**義務的再保險** (obligatorische Rückversicherung) といひ、また、一定の諸條件に従ふ危險ならばいづれの危險にても一般的に再保險がなされ得るといふところより一般的再保險 (Generalrückversicherung) ともいはれてゐる。

この繼續的再保險の方法には、甲保險者の引受けたる一定條件の危險はすべてその一定割合だけ再保險し得るといふ方法を採る歩合再保險 (Quotientrückversicherung) と、元受額が契約上豫め設定したる金額以上に及ぶときその超過額のみを再保險し得るといふ方法による超過額再保險 (Exzedenzenrückversicherung, Summer exzedenzen Rückversicherung) と、右兩方法を併せ用ひ一定金額を段階としこの金額以下のときは常該元受保險額の何パーセント、これを超過するときは常該元受保險額の何パーセントを再保險し得るといふ方法による歩合超過額再保險 (Quotenexzedenzen Rückversicherung) との三方法に大別することが出

5) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 334.

6) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 334; Crucigar, G., a. a. O., S. 32; Manes, A., Versicherungslexikon, Sp. 1315.

來る。

この種の再保險方法は、それが一定期間繼續的に行はれ、一定種類のものならばどの危険にても一般的になすことが出來、しかも通告をなしさへすれば必ず契約が成立するといふ特徴を有するのために、これまでの方法たる隨時的再保險よりも大に進歩したるものである。蓋し、この新しい方法たる繼續的再保險によるときは、元受をなしたる保險者は、一々再保險者を探索選擇する必要なく、且つ、度々保險條件について交渉をする必要もなくして、自己の引受けたる危険の一定量を確實に再保險として轉嫁または平均することが出来る。また、一定期間のうちたゞ一度繼續再保險協約書を作成しさへするならば、再保險の都度再保險證券を發行するといふ手數をとらずして、引つゞき多くの再保險をなすことが可能であり、また、契約の成立、損害の發生等その都度頻繁に計算をなすといふ煩雜さよりも遁れて定期的に清算を行へばそれで充分なのである。これは、元受保險者にとつては、或る程度の危険の轉嫁または平均の確實性を意味し、また、手數と時間と費用との大なる節約を意味することであるが、他方、再保險者にとつても、危険の自働的引受方法たるところより、比較的僅小なる費用に於て、一定期間一定量の危険引受を保證し一定程度の損害率の平均をもたらしめるものである。<sup>7)</sup>

いふまでもなく、この繼續的再保險方法は、十八世紀末より十九世紀始めに於ける産業生産力の異常なる増大・廣大なる新市場の發見・交通機關の躍進的發達等に基因する商品の尨大なる量の

7) Hermann Wagner, a. a. O., S. 14.

生産、固定資産たる建物・船舶等の形に於ける價值増大等の事情に促されて起りたる危険の分散または平均方法である。けれども、この再保険方法は、たゞに再保険自體に對しての發展を意味するばかりでなく、保險企業組織・保險市場組織に對しても、一つの大いなる發展を約束したものであつた。

ボールヴィン (Bolwin) は、保險市場に於ける縦斷的組織 (vertikale Organisation des Marktes) には二つの段階がある。その一つは繼續的再保險契約による段階であり、他は資本參與によるこの段階であると言つてゐる。而して、繼續的再保險方法がかゝる段階の一つたり得るのは、その特質たる長期の繼續的契約といふことが紐帶となつて、元受保險者とその再保險引受者とをして、共通なる一つの利害關係團體たらしめ得るからである。このことは、隨時的再保險の行はれる場合に於て、再保險契約當事者たる保險業の間の關係が、その契約方法の性質上、全く一時的斷續的であるのに反して、大いなる進展といはなければならない。而して、ボールヴィンによれば、右の如く、繼續的再保險方法は保險市場の縦斷的組織の一段階をなすものであるけれども、また、以下に述べるやうに、彼に於ける他の段階たる資本參與による保險市場組織も亦この繼續的再保險を紐帶として成るものである。このことは吾らの特に留意すべきところである。而して、既に述べたところより判明する如く、再保險を紐帶として組織される保險企業結合の最も基本的形態は繼續的再保險契約そのものである。蓋し、繼續的再保險契約の最初の形式に於

8) Bolwin, Rückversicherung und Versicherungskonzern, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 1922. Bd. 22. S. 308 ff; Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 354; derselbe, Versicherungsunternehmungen. S. 29. p. 116.



て、甲保險會社はその元受保險契約額の或る一定額を乙保險會社に一定期間繼續的に再保險に附する義務を負ひ且つ乙以外の保險會社とはこれと同様の契約を締結せざるべきことを約し、これに對し、乙保險會社もかゝる再保險の引受をなすべきことを約してゐるからであつて、これは正に完全なる意味に於ける一種の企業結合であるからである。

ところで、この繼續的再保險契約を紐帶としてその後種々なる形態に於ける保險企業結合が展開された。以下考察するところのものがその成立發展の過程である。

### 三、再保險相互組合

再保險相互組合 (Rückversicherungsverbände auf Gegenseitigkeit) は、多數の保險業者の間に成立したる最初の再保險企業結合であつて、多數の元受保險業者が、各自引受けたる危険を轉嫁または平均するために、一定條件の危険を相互に再保險し合ふことを協約するところの一種の利益共同團體である。<sup>9)</sup> 従つて、それは、たゞ、同業者全般の利益増進を圖るといふやうな一般的抽象的な目的のために設立される單なるカルテルに屬するものではなく、相互に利害のより密接なる團體である。この再保險相互組合を成立せしめたるところの最初の基因は、特に危険の多い保險を同業者の共同負擔の下に置かうとすることにあつたのであつて、<sup>10)</sup> その當初に設立されたものとして、貴重品保險組合 (Valorenversicherungsverband) 中歐海上交通傷害保險組合 (Mittel-

9) 10) 11) 12) Manes, A., Versicherungslexikon, Sp. 1327, 1328.

rojätische Seereiseunfall-Versicherungsverband) 自動車保險組合 (Automobilversicherungsverband) 等  
があり、<sup>11)</sup> また、生命保險についても、更に、その當時特に危険の多い戦時保險についても、この  
種の相互組合が多數設けられた。<sup>12)</sup>

この意味の再保險相互組合は、現今世界の各國に行はれてゐる。例へば、我が國についていへば、海上保險に於ける船舶保  
險協同會、各種海上積荷保險プール、(北洋材プール、臺灣米プール、朝鮮米プール、朝鮮水産物プール、鹽工船貨物プール、  
滿洲特産物プール、北海プール) 等がこれである。いま、我が國のこの再保險相互組合について簡單に説明すれば、加盟各社  
は、一定條件の下に元受したる保險であれば、すべて、且つ繼續的にその契約額のうち、例へば朝鮮水産物プールに於ては、  
五割五厘を自社に保留し残りの四割九分五厘を他の加盟員十五社へ一員當り三分三厘の割合にて各加盟員毎に再保險の申込を  
なす。相手方たる各加盟員は必ずその引受を承諾しなければならぬ。その再保險料率は各加盟員とも同一である。而して、  
損害發生の場合には、當該保險を元受したる加盟員がこれを各加盟員に通告する。再保險を引受けたる各加盟員はその填補を  
なす。併し、その填補金並びに再保險料等の計算はその都度行ふのではなく、月二回加盟員各自の間にて行はれる。

我が國に於ては、右の意味の再保險相互組合を普通にプールと呼んでゐるが、それは嚴密には妥當でない。蓋し、固有の意  
味のプールに於ては、後に述べる如く、共同計算所が重要缺ぐべからざる一つの機關として存在するのであるが、我が國のこ  
れら謂はゆるプールにはかやうな機關が存在せず、それらは、たゞ、元受額の何割かを加盟員に相互に再保險し合ふことを協  
約する組合たるに過ぎないからである。

#### 四、保險プール

再保險相互組合と同じく元受保險業務を本來の業務とする保險業者相互の間に組織される保險  
企業結合であつて、再保險相互組合より更に一段發展したるものは保險プールである。保險プー  
ル (Versicherungspool) は、さばん、保險技術に於て謂はゆる遠心性 (Dezentralisierung) と求心性

(Konzentralisierung)<sup>13)</sup>とを具備したる結合組織である。即ち、プールを設置することによつて、その加盟員は、一方では出来るだけ廣く多方面に危険を分散平均せしめ得るといふ目的を達し、他方では中央に於ける共同計算所の設置利用によつて各加盟員は多數の加盟會社に一々再保険するといふ煩雜さから免れ得て多大の費用と時間とを節約することが出来るのである。

いまプール共同計算所 (Poolrechnungsstelle) に於ける計算について簡単に説明する。

プールに加盟せる各社は一般にその元受保險額の一定額または一定割合を繼續的に再保險としてプールに提出する。従つて各社がプールする再保險の仕方は一般に繼續的再保險である。一加盟員より再保險の提供を受けたるプールは、これを残りの他の加盟員に對し、豫め定められたる割合——一般的には、各加盟員が前々年度に於てプールへ持出したる保險料合計額の割合である。この割合は當該プール年度の始めに當つて豫め決定せられる。——に従つて、複再保險 (Retrossion) として分配する。プールされたる危険について損害が発生したる場合は、先づ、當該危険の元受したる保險會社がこれを填補するけれども、彼はまたこのことをプールに通告するのである。プールはこれを各加盟員の割當分擔額に應じてその填補額を定める。いふまでもなく、この填補金及び保險料の計算はその都度行はれるのではなく、プール年度のうちに定期的に行ふものである。<sup>14)</sup>

以上述べたところより窺知せらるゝ如く、(一) 保險プールといへば必ず再保險のプールである。<sup>15)</sup>

蓋し、固有の意味に於ける保險プールに於ては、プールするものは加盟員の元受したる保險の一部または全部、即ち、再保險の以外にはあり得ないからである。(二) 保險プールは、一定條件の危険ならば加盟員は一般的に且つ繼續的に再保險としてプールし得るといふ協約を基礎とするものである。従つて、保險プールは繼續的再保險を紐帶として成り立つ保險協同體である。而して、保險プールがプールとしての特質をもち、それが再保險相互組合よりより進歩したものと云ふの

13) 三浦義道、再保險の國際性に基く諸問題(青山衆司博士還曆紀念論文集)二頁

14) Cruciger, G., a. a. O., S. 88 ff; Wagner, H., a. a. O., S. 25, 26.

15) Manes, A., Versicherungslexikon, Sp. 1144.

は、保險プールが、共同計算所の設置によつて、再保險相互組合に於ける次の如き缺陷を補充してゐることにあるといはねばならない。即ち、保險プールに於ては、(1)加盟員は他の加盟員に一々再保險するといふ勞力費用から免れ得てゐる。(2)加盟員が各自直接に再保險する場合に起る弊害即ち元受保險業務の内容を競争相手たる同業者に知らしむる虞のあることから或る程度免れ得てゐる。

而して、發生史的に見るならば、さきの再保險相互組合をもつて保險プールの先驅となすべきであるが、こゝにいふやうな固有の意味の保險プールは大に後れて發生した。その最初の保險プールは、一八七二年四月に組織されたる國際貴重品保險同盟 (Internationaler Valoren-Versicherungsvorband) であるといはれる。<sup>16)</sup> 従つて、保險プールは以下に述べる資本參與による保險コンツェルと略々同時代に成立したものとといふことが出来る。

##### 五、元受保險會社の娘會社としての再保險會社

資本主義生産方法の益々發達するとともに、各種商工業の所有しまたは取扱ふ動産不動産の價値が益々増大し、従つて被保險物件の價額が異常に増大して來たが、このために、ドイツに於ては、十九世紀初期、國內の保險會社が外國の保險會社と協力して大なる危険の分擔に當るといふ傾向を生じたのである。<sup>17)</sup> ところが、これについては種々なる弊害が伴つたため、一八三七年五月

16) Sändig, J., Der Versicherungspool, Leipzig, 1927, S. 38.

六日附の法規によつて、「外國保險會社は官許によつてのみ國內の保險業務に従事することを得。各外國保險會社は保險金額一萬ターレルを限度として保險契約をなすことを得。」といふやうな制限が設けられた。<sup>17)</sup>このことは、直接に、外國保險會社をしてドイツ國內に於ける元受保險業務に殆んど勢力を及ぼすを得ざらしめたばかりでなく、また、國內の保險會社をも危險の分擔について一時大いなる困難に陥らしめたのである。併し、間もなく、彼等ドイツ保險會社等は外國の保險會社を、——主として、イギリス、フランス、オランダに於ける保險會社を——再保險會社として撰擇し専らこれに再保險を出すといふ方法を探り得たのである。<sup>17b)</sup>かくすることは、たゞ單に危險の平均方法としての意味をもつばかりでなく、再保險の相手が外國保險會社であるために、彼等元受保險會社相互間の再保險の場合に伴ふところの「自社内の業務上の秘密を競争相手たる同業者の供覽に附するといふ結果を招くといふ缺點」から免れ得ることゝなつたのである。<sup>18)</sup>併し、この方法に於ても、一方では外國保險會社の勢力が間接に自國內に波及し、従つて自國保險市場全體の統制が困難になるといふ虞れがあり、他方では、外國へ再保險を出すといふ關係によつて貨幣が海外に流出する虞があつたのであり、これは當時の國民經濟として出来るだけ避くべきであつた。<sup>19)</sup>この矛盾を解決するために考へられたのが即ち資本參與の方法であつて、その最初の形態は、元受保險會社の娘會社としての再保險會社であつた。<sup>20)</sup>併し、かやうな機運または傾向は當時の一般經濟市場にもこれを見出し得るのであつて、もとより保險市場のみに特有の事象ではな

17) 17a) 17b) 18) Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 335; Manes, A., Versicherungswesen, II. Bd. 1922, S. 293; Cruciger, G., a. a. O., S. 33.

19) Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 335.

20) 21) 22) 23) 24) 25) Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 335; Cruciger, G., a. a. O., S. 33; Manes, A., Versicherungswesen, Sp. 1315; derselbe, Versicherungswesen, II. S. 335.

い。むしろ保險業者がかやうな一般的傾向を採用したものと考へるべきかとおもはれる。ところで、保險市場に於て、このやうな傾向を一つの具體的事象にまで實現せしめたる直接的動因は、ハンブルグの大火（一八四二年五月五日より八日に亘る）をはじめ、引續いて起つたメーメル、ペルキューネン等に於ける大火であつた。<sup>21)</sup> 即ち、これらの大火によつて多大の損害を蒙り苦い經驗を嘗めた元受保險會社は、娘會社として再保險會社を別に設立し、これをして自社よりの再保險を多額に引受けしめ、もつて自社保留額の減少を圖つたのである。<sup>22)</sup> その適例として擧げられるものは、Wesel の Niederheinische Güter-Assekuranz-Gesellschaft が一八四三年に設立したところの Weseler Rückversicherungs-Verein であつた。<sup>23)</sup> 因みに、この再保險會社は親會社の元受保險額の三分の一を引受けるものであつて、たゞ親會社よりの讓渡のみに依存してゐた。従つて、この再保險會社は自由市場に出で、再保險業務をなすものではなかつた。<sup>24)</sup> その後、この企圖に倣ふものが多く、かやうな元受保險會社の娘會社としての再保險會社が數多く設立された。<sup>25)</sup>

## 六、元受保險會社より獨立する再保險會社

さて、企業結合の形態を採るものではないが、説明の順序として、吾々は、こゝで、元受保險會社より獨立する再保險會社について考察しなければならぬ。

右に述べた元受保險會社の娘會社としての再保險會社は再保險業の最初の發展段階に現はれた

企業形態であつて、これは誰でも直ちに氣附くやうにそれ自身大いなる矛盾を藏してゐる。蓋し、元受保險會社が危險の轉嫁または平均のためにその娘會社に再保險を出すといふけれども、それら兩者は全く同一の資本によつて成り、従つて、同一の運命を辿るべきものであるから、實質的には何等の危險の轉嫁または平均を意味しないからである。<sup>27)</sup>このことは娘會社としての再保險會社が元受保險會社よりの讓渡に依存することの大なれば大なる程より著しい事柄である。それ故、元受保險會社の娘會社としての再保險會社はそれ自身設立の當初より再保險會社としての機能を果すことが不可能または不充分なのである。これがため、かやうな缺陷を充たすために新しく現れたものが一八四六年に設立されたるケルン再保險會社 (Kölnische Rückversicherungsgesellschaft) であつた。これは元受保險會社より獨立する最初の再保險會社であつて再保險業の發展過程に於ては一大飛躍的發展といふべきであつた。<sup>28)</sup>このケルン再保險會社は、その獨立的な企業形態が資本主義發展期にあつた當時の經濟社會の再保險需要に適合してゐたために、たちまち驚くばかりの非常な發達を遂げた。<sup>29)</sup>而して、この輝かしい業績を見てこれに従ひ獨立再保險會社を設立するものその直後多數相次いで現はれた。例へば一八七一一七二年の如きその最も盛んなる設立時代ともいふべくその短日月に十三以上の獨立再保險會社の設立を見たのである。<sup>30)</sup>併し、これはまた直ちに再保險會社の供給過剩、従つて、激烈なる競争を惹起し、ために、これらのうち解散するものも相つゞいて現はれた。(現今なほ殘存するものはこのうちの僅か二三にとゞまる。<sup>31)</sup>)

26) Herrmannsdorfer, F., Versicherungsunternehmen und Konzentration, S. 28; Wagner, H., a. a. O., S. 39.

27) 28) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 335; Cruciger, G., a. a. O., S. 34.

29) 30) 31) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 335.; Cruciger, G., a. a. O., S. 35.; Manes, A., Versicherungslexikon, Sp. 1315.

## 七、元受保險會社の親會社としての再保險會社

獨立せる再保險會社の出現によつて一つの大きいなる發展をなした再保險業は、間もなく、更により進歩せる新しい發展過程を辿るに至つた。それは、これまでの如く、元受保險會社よりの出資によつて成る再保險會社でもなければ、また、元受保險會社より資本的に獨立する再保險會社でもなくして、元受保險會社に對して資本參與をなすところの——元受保險會社の親會社としての——再保險會社の發生である。

一般に、元受保險會社は、利益の多い保險 (leichte und gewinnbringende Geschäfte) は出来るだけ多くこれを自社に保留し危険の多い保險 (schwere Geschäft oder Spitzengeschäft) はこれを再保險會社に出す傾向にある。<sup>32)</sup> このやうな再保險會社の悪用 (Ausnutzung der Rückversicherungs-Gesellschaft durch Überweisung schlechter Risiken) は、例へば一八六〇年代七〇年代に於けるが如く再保險會社が供給過剰を呈して激烈な競争をなす場合特に甚だしかつたのである。<sup>33)</sup> ところが、こゝに、再保險會社が元受保險會社に對して資本參與をなすときにはこの事情が著しく變つて來る。いまや、再保險會社は、元受保險會社の株主總會に出席することが出來、また取締役・監査役を元受保險會社に派遣することを得て、その經營に干與し得るに至る。<sup>34)</sup> かくして、再保險會社は元受保險會社よりの再保險契約條件の決定にも多かれ少なかれ指圖または意見を與へることが出

32) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 336.

33) Manes, A., Versicherungsllexikon, Sp. 1316.

34) 35) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 336.



來、更に遡つては、元受保險の引受——従つて元受保險の質——にも勢力を及ぼすことが出来るに至る。<sup>35)</sup>このことは、いふまでもなく、當該再保險會社の引受ける再保險の質をしてより良好ならしめ、従つて、また、再保險會社の營業をしてより健全ならしめるものである。かやうな資本參與の方法による保險コンツェルの形態をとつて最初に設立された再保險會社がかのミュンヘン再保險會社 (Münchener Rückversicherungsgesellschaft) である。<sup>36)</sup>この再保險會社は、一八八〇年に Carl von Thieme 氏によつて創立せられたものであつて、現今に於ては、世界最大の再保險會社として、各種部門の再保險に従事して營業は多方面に及び、また、單にドイツ國內のみならず國際市場に於ても抜くべからざる勢力を有してゐる。

この發展したる形態たる元受保險會社の親會社としての再保險會社は、その後、ヨーロッパ大戦中並びにその直後の經濟變動期を除けば、一般に順調な發達を遂げ今日の盛大をなしてゐる。併し、この發展形態は更に吾々のまへに新しい事象を展開せしめた。即ち、右に述べたる元受保險會社の親會社としての再保險會社は、それが營業規模を大ならしむるに従つて、娘會社たる元受保險會社に對する資本關係を益々濃厚ならしめて行き、遂には、その元受保險會社をして元受保險會社としての實質を失はしめるに至つたのである。換言すれば、娘會社たる元受保險會社のうちのあるものは、經營上の諸種の事情によつて、親會社たる再保險會社よりの資本的勢力に多分に依存すべく餘儀なくされて再保險額の大ならんことを要求せられ、その元受額の全部または

36) Herrmansdorfer, F., Technik, S. 336; derselbe, Versicherungsunternehmen, S. 28; Manes, A., Versicherungslexikon, Sp. 1316.

大部分を親會社たる再保險會社に再保險、即ち謂はゆる包括的再保險 (Pauschalrückversicherung) をなすに至り、實質上には、恰も再保險會社の元受保險業務の代理店としての役割しか演じなくなつて來たのである。<sup>37)</sup> 而して、かくの如くなると、その再保險會社も、この關係だけについては再保險會社としての機能を失つて元受保險會社に轉換したことになる。従つて、この再保險會社は娘會社たる元受保險會社 (實質上にはその代理店) より讓渡し來る再保險 (實質上には元受保險) を、更に、同業者たる他の再保險會社へ再保險しなければならなくなるのである。吾々は、今日、この例をミュンヘン再保險會社を初めドイツに有ける有力なる多數の再保險會社とその娘會社たる各自の多數の元受保險會社とに於て見ることが出来る。<sup>38)</sup> かくして、再保險會社はその最後の發展過程に至ると自らの本來の機能を失つて反對に元受保險會社に轉化するのである。

#### 八、再保險業務を本來の業務とする保險業者相互間に於ける複再保險

再保險會社は元受保險會社よりの再保險を引受くることをもつてその本來の業務とする。併しいふまでもなく、再保險會社と雖も元受保險會社より引受けたる保險を全部そのまゝ自社に保留するものではない。危険の大きい保險、または、經營規模の大小より見て一定割合または一定額を超ゆる保險等は危険の平均のためにこれを同業者へ更に複再保險として附保するのである。この複再保險は、經濟生産力の増大に伴ひ巨額の價値が建物・船舶・機械等の如き一個のものに固定

37) 38) Riccardo Mainardi, Die Rückversicherung (Übertragung aus dem Italienischen von Axel Hillbrandt) 1925, S. 23, 24.

的に集積さるゝことの大となるに従つて、益々盛んになりつゝある。ところで、かやうな複再保險の發達は、また、自然に、再保險會社相互間に上に述べたと同じやうな各種の保險企業結合組織を發生せしめる。例へば、再保險相互組合、保險プール、資本參與の關係による各種の保險コンツェルン等、これである。併し、これらについては、上に考察したるところと本質上何等異なるところはない。従つて、こゝではその説明を省略する。

## 結 言

この稿の序文に於て觸れたるやうに、保險企業間の結合組織には再保險を紐帶とするものと然らざるものがある。而して、私の考へによれば、再保險を紐帶とせざる企業結合は、(ロイツの如き共同保險による一種の組合組織を暫く除外するとすれば)たゞ一般の價格カルテル、地域カルテルまたは一般的資本參與によるコンツェルン、トラスト等と何等異なるところはなく、従つてそれらは保險企業結合としての固有の意味をもつものではない。企業結合が保險企業結合として固有の意味をもつ場合は、再保險の交換または讓渡をその組織の成立條件とする場合以外にはあり得ない。私はかやうな見解に立つて、この稿に於て、再保險または再保險業の發展を考察しつゝこれに關聯して再保險を紐帶として成り立つ保險企業結合を研究したのである。

終りに注意を要すべきことは、こゝに叙べたる諸種の保險企業結合はすべて現今の保險市場に

於て現實に行はれつゝあるといふことである。それ故、この稿に於ては、説明の順序として、例へば、或る形態の企業結合が發展して他の形態の企業結合を發生せしめたといふやうに述べたけれども、これは一般的發展過程の順序を示すためになしたのであつて、後者の形態の企業結合の發生が前者のその全部的消滅を具體的に意味するものではないのである。吾々の今日の實際の保險市場は、過去の最近約三世紀の間に於て保險企業が組織したるこれら各種の形態の企業結合及びこれら各種の形態の種々に組合せられて成る企業結合（例へば、資本參與關係に立つ元受保險會社相互間に於ける再保險プール、元受保險會社と再保險會社との間の再保險相互組合等）のすべてを包藏してゐるといふべきである。この意味に於て、吾々が、これらの現今の諸種の保險企業結合について正しい認識を把握せんとするには、こゝに考察したるが如く、先づ、保險企業結合の史的發展過程を究明することが重要なのである。

なほ、この稿に於ける考察の多くは、ドイツに於ける事情についてなされてゐる。これは一見他の諸國に於ける再保險に關する事情を看過したる如くである。が併し、ドイツ以外の諸國たとへばイギリス、アメリカ、日本等に於ては、元受保險會社の副部門として再保險が營まれてゐるこそすれ、一つの企業としての再保險會社が完全に發達するまでには未だ至つてゐないのである。ところが、ドイツに於ては、こゝに考察したる如く、再保險業は早くより大いなる發達を遂げ種々なる形態の再保險企業結合が歴史的にも現實に於ても充分展開されてゐるのである。従つて、この稿の如く、殆んどドイツに於ける事情のみを考察してもそれで觀察範圍を局限したることゝはならないのである。

39) Cruciger, G., a. a. O., S. 43; derselbe, Was muss jeder Versicherungsbeamte insbesondere auch der Werbebeamte im Aussendienst von der Rückversicherung wissen? 1929. München, S. 6. 7.